

2026年2月6日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 第二地方銀行協会

企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等に対する意見

貴委員会から2025年10月29日に公表された企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」(以下「本公開草案」)の提案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

1. 本会計基準及び簡素化された予想信用損失の算定方法の位置づけについて

当団体の会員行の主な顧客は国内の中小企業や個人であり、与信行動は地域経済や中小企業政策とも密接に関係している。このような実務特性を踏まえ、国際的な会計基準との単なるコンバージェンスにとどまらず、実務負担に配慮した「簡素化された予想信用損失の算定方法」が検討されたものと理解している。

一方で、会員行の債権ポートフォリオは多様であり、原則的な取扱い又は簡素化された算定方法を一律に適用することが、必ずしも信用リスク管理の実態に合致しない場合がある。例えば、同一銀行内においても、大部分の債権については簡素化手法を用いつつ、特定の債権については原則的な取扱いや延滞基準等を併用する方が合理的と考えられるケースがある。また、親会社と傘下金融機関との間で、採用する手法が異なることが実務上想定される場合もある。

さらに、銀行業界では、合併や経営統合等の企業再編が行われており、その形態も、地域銀行同士の統合に加え、大手金融機関や銀行以外の金融機関・事業会社を含む企業結合など多様化している。このような場合に、連結グループ内で原則的な取扱いと簡素化された算定方法等をどのように整理・併用すべきか、また、簡素化された算定方法の適用対象が預金等取扱金融機関に限定されるのか、銀行以外の金融機関にも適用可能なのかといった点について、実務上、各行で判断が分かれ得る。

以上を踏まえ、原則的な取扱いと簡素化された予想信用損失の算定方法又は延滞基準との関係、ならびにそれらを信用リスク管理の実態に応じて併用することの可否について、基準の趣旨と併せて明確に示していただきたい。また、簡素化された算定方法の適用対象についても、その考え方を含めて説明いただきたい。

これらに関連して、以下の点について確認したい。

(1) STEP4 の制度上の位置づけ

- ・ 適用指針(BC21 以降)には、STEP4 について「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準の開発」との記載がある。
- ・ この記載の「適切な引当水準の確保」については、原則的な取扱い(STEP2)に基づく計算結果との定量的な一致や直接的な比較を求めることを意図するものではなく、適用指針に示された簡素化された予想信用損失の算定方法の考え方に従い、算定プロセスや前提が合理的に構成されていることを通じて、結果として適切性が確保されるとの理解でよいか。
- ・ このような理解に立てば、本公開草案において示されている「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、従来の会計実務で用いられてきたいわゆる「簡便法」とは異なり、原則的な方法との優劣や代替関係を前提とするものではなく、あくまで会計基準上認められた算定方法の一つとして位置付けられていると理解して差し支えないか。

(2) 連結グループ内での異なるオプションの選択

- ・ 連結子会社・関連会社を複数有する金融グループにおいては、各社の事業規模、データ保有状況やシステム能力に大きな差があることが一般的であり、一律に同一手法を採用することが、必ずしも予想信用損失の合理的な見積りにつながらない場合がある。
- ・ こうしたことから、連結グループ内で、企業ごとに、または同一企業であっても資産ごとに、STEP2 と STEP4 を選択適用することは、会計基準の趣旨と整合的と理解して差し支えないか。また、同様に、各種オプションについても、各社の信用リスク管理の実態に合わせて、連結グループ内で異なる選択を行うことが許容されると理解して差し支えないか。
- ・ 会計方針の選択が各社の合理的判断に基づく限り、連結グループ内で選択が異なること自体は問題とならないとの理解でよいか。

(3) 正常先には SICR は発生しないとの判断基準

- ・ 一定の内部信用格付運用を行っている金融機関においては、①正常先には 30 日超延滞先が含まれない運用としていること、②信用リスクの変化が認められた場合には、定期的または随時の格付見直しを通じて、要注意先以下への区分変更を行う運用としていること、を前提としているケースが多い。
- ・ このような運用の下では、正常先に区分されている債務者について、当該正常先の範囲内で SICR が発生していると判断することは、通常は想定し難いと考えられる。

- ・ この点、上記のように信用リスクの増大が内部信用格付区分の変更として捕捉される運用が確立している場合には、「正常先に区分された時点では SICR が発生していない」と判断する実務は、適用指針の意図と整合すると理解してよいか。

(4) 適用初年度における SICR の反証

- ・ 適用指針 58 項では、要判定格付に区分された債務者に対する債権等について、一定の場合には、前期末の内部信用格付等を基礎として、信用リスクが著しく増大していないことを反証できるとされている。
- ・ この点について、本適用指針の適用初年度においても、前年度末の内部信用格付に関する情報が利用可能である場合には、当該情報に基づき反証を行うことが可能であるとの理解でよいか。

2. IFRS第9号との関係について

本公開草案は、IFRS第9号の考え方を踏まえて策定されたものと理解している。一方で、実務の現場においては、本公開草案の記載のみから、どの程度まで簡便的な取扱いが許容され、どの場面で原則的な取扱いが求められるのかについて、必ずしも判断が容易ではないとの意見が多く聞かれる。

特に、信用減損債権に係る平均残存期間の取扱い、貸倒実績率と損失率(Loss rate)との関係、ならびに「信用リスクが低い金融資産」と「優良格付」の関係については、IFRS第9号の原文や設例を参照しなければ理解が困難な側面があり、日本の会計基準としての読解性・明確性の観点から、実務上の負担となるおそれがある。

実務適用の円滑化および理解促進の観点から、IFRS第9号の原則を前提とするのであれば、日本の会計基準として、日本の実務者が合理的に理解・判断できるよう、参照又は準用を想定しているIFRS第9号の規定や考え方については、会計基準、適用指針等において、可能な限り明示的に記載していただくことが望ましいと考える。

これらに関連して、以下の点について確認したい。

(1) 信用減損債権に係る平均残存期間の取扱い

- ・ 適用指針 63 項では、内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合、要管理先に区分された債務者に対する債権等については、リスク特性が類似したグループごとに平均残存期間を用いることができるとされている。
- ・ 一方で、信用減損債権については、個別の回収キャッシュ・フローに基づく予想信用損失の算定が想定(指針 28 項)されており、平均残存期間の利用が、信用減損の判定との関係において、どの範囲まで許容されるのかについて、実務上判断に迷う。
- ・ 信用減損債権に関して平均残存期間の利用を検討するにあたり、どのような場合

に当該取扱いが適用指針の趣旨に沿った対応となるかについては、例えば設例の追加等により、実務上の理解を補足いただきたい。

(2) 内部信用格付実務と会計基準との関係について

- ・ 適用指針 56 項では、「債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができる」とされている。
- ・ これは、多くの金融機関において、内部信用格付及びそれに対応する債務者区分を基礎とした信用リスク管理が継続的に行われている実態を踏まえ、実務に配慮する観点から整理されたものと理解している(BC93 項～BC95 項)。
- ・ 現行実務においては、いわゆる実抜計画・合実計画等の内容や進捗状況を踏まえたうえで、内部信用格付及びそれに対応する債務者区分を設定・見直す運用が定着している。
- ・ 上記のような内部信用格付を基礎とする信用リスク管理実務に配慮する趣旨からすると、実抜計画等を考慮した結果として設定されている現行の内部信用格付や債務者区分の考え方自体は、新会計基準の下においても、必ずしも否定されるものではないと理解して差し支えないか。

(3) 実抜計画等と信用減損・SICR 判定との関係について

- ・ 上述のとおり、現行実務においては、一定の債務者について、実抜計画・合実計画等の内容やその進捗状況を踏まえ、内部信用格付及びそれに対応する債務者区分の見直しを行い、「要管理先」以下に区分しない運用が定着している。
- ・ このような債務者にかかる債権等については、内部信用リスク管理上、信用リスクが著しく増大していないと判断されているものであり、会計基準上も、信用減損、または場合によっては SICR に該当しないと整理される可能性も否定されないとの理解でよいか。
- ・ なお、適用指針 BC42～43 項では、海外において、監督当局等によるガイダンス等を踏まえた IFRS 第 9 号の柔軟な適用事例が紹介されているが、我が国においても、監督指針に基づく上記のような実務判断が、適用指針の趣旨と整合的な対応として位置付けられる可能性も否定されないとの理解でよいか。

(4) 要管理先の取扱いと信用減損判定との関係について

- ・ 適用指針 BC107 項では、要管理先について、「契約条件が緩和されている」こと等を理由として、信用リスクが著しく増大しているものとみなし、反証規定を設けない整理が示されている。
- ・ 一方、適用指針 28 項における信用減損金融資産の定義は、将来キャッシュ・フロ

一に不利な影響を与える事象が発生していることを示す証拠を総合的に判断する枠組みとなっており、「借手の財政上の困難に関連した条件変更」は例示されているものの、「契約条件の緩和」それ自体をもって直ちに信用減損に該当すると一律に規定しているものではないと理解している。

- ・ このため、BC107 項における整理は、本則における信用減損の定義等との関係において、結果として、本則よりも限定的な解釈を示しているようにも受け取られ得る。
- ・ 実務上は、条件変更の内容や背景、将来キャッシュ・フローへの影響、実抜計画・合実計画等に基づく回復可能性を踏まえ、信用減損や SICR への該当性を総合的に判断する運用を想定している。
- ・ ついては、BC107 項の記載について、本則における信用減損の定義等との関係がより明確となるよう見直しを行っていただくことが望ましいと考える。

(5) 貸倒実績率について

- ・ 公開草案では、貸倒実績率を用いた予想信用損失の算定方法が設例8において例示されているが、当該設例における「貸倒実績率」は、IFRS第9号の設例における損失率(Loss Rate)の考え方を踏まえた概念と理解される。
- ・ 一方、国内実務において用いられてきた「貸倒実績率」は、一定期間において実現した損失を基礎とするものであり、両者の定義や算定過程には差異があると考えられる。
- ・ 本公開草案からは、従来の国内実務において用いられてきた貸倒実績率に関する設例や具体的な算定方法が削除されているが、実務適用の円滑化の観点からは、国内実務で利用されてきた貸倒実績率を基礎として予想信用損失を算定する場合の考え方や留意点についても、設例等により補足的に示していただくことが望ましいと考える。

(6) 「信用リスクが低い金融資産」と「優良格付」の関係

- ・ 適用指針 24 項における「信用リスクが低い金融資産」と、同 57 項における「優良格付」との関係について、公開草案からは明確な整理を読み取ることが難しい。
- ・ 内部信用格付を用いて信用リスク管理を行っている金融機関においては、「信用リスクが低い金融資産」の判断を外部格付や市場指標に基づいて行うことは現実的ではなく、実務上は内部信用格付上の「優良格付」をもって代替することが想定される。
- ・ このような地域銀行の実務を踏まえた場合、内部信用格付における「優良格付」に該当する金融資産について、適用指針 24 項にいう「信用リスクが低い金融資産」に該当するものとして取り扱うことは、適用指針の考え方と整合的な対応として理解して差し支えないか。

3. 会計基準と監査上の指針等との関係について

現在、銀行における貸倒引当金の引当率・実績率等の算定実務は、ASBJ が公表する会計基準に加え、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(以下「JICPA4号」)等の監査上の指針を実質的に参照する形で定着している。とりわけ、いわゆる「1～3年ルール」は、監査上の指針に基づく取扱いであるものの、実務上は、事実上の会計基準として広く受け止められてきた。

日本公認会計士協会は、予想信用損失モデルに基づく新たな会計基準の開発を踏まえ、JICPA4号等の見直しを予定している旨を公表しているが、具体的にどのような見直しが行われるのかについては現時点では明らかにされていない。このため、本公開草案の適用に伴い、「1～3年ルール」を含む現行の引当実務がどのように位置づけられるのかについて、実務上判断に迷う状況が生じている。

ASBJ は会計基準の設定主体であり、監査上の指針の内容そのものについて直接言及する立場にはないものと理解しているが、銀行の実務においては、会計基準と監査上の指針が不可分に運用されてきた実態があり、両者の関係性が明確に整理されないままでは、新基準適用後の実務運用を適切に見通すことが困難である。

このような状況を踏まえ、本会計基準の適用により、従来の引当率・実績率の算定実務(いわゆる「1～3年ルール」を含む)がどのように整理されるのかについて、会計基準としての考え方を可能な範囲で示していただきたい。

これらに関連して、以下の点について確認したい。

(1) 現行の引当実務(いわゆる「1～3年ルール」)の位置づけ

- ・ 現行の銀行実務においては、貸倒引当金の引当率・実績率等の算定にあたり、いわゆる「1～3年ルール」を含む監査上の指針を実質的に参照する形で実務が定着してきた経緯がある。
- ・ 本会計基準の適用後において、予想信用損失の算定方法として、過去実績に基づく引当率・実績率を用いる実務が、どのような考え方の下で整理されることを想定しているのか。特に、従来の「1～3年ルール」に基づく考え方が、新基準の下で排除されるものではなく、一定の前提の下で合理的な手法として位置付け得るのかについて、結論の背景等において補足いただきたい。

(2) DCF 法、資本性劣後ローン等の取扱い

- ・ 本公開草案は、予想信用損失の算定手法を中心に整理されている一方で、実務上重要となる会計上の判断事項については、その位置付けが必ずしも十分に示されていないように見受けられる。
- ・ 例えば、現行実務では、DCF 法の適用や資本性劣後ローンの取扱いなど、重要

な論点について、公認会計士協会の実務指針により実務上の整理が図られてきた経緯がある。

- ・ 新基準適用後においては、こうした重要な会計判断について、会計基準設定主体である ASBJ として、既存の実務指針との関係を含め、どのように位置付け、整理するのかについて、基準本文又は適用指針の中で示されることが重要であると考ええる。
- ・ このように、会計基準と監査実務指針との役割分担や階層関係が会計基準の枠組みの中で整理されることにより、実務者の理解が進み、監査対応を含む運用上の不確実性が低減され、結果として新基準の円滑な導入と実務の安定に資するものと考ええる。

(3) 将来予測情報の反映方法

- ・ 適用指針では、将来予測情報を予想信用損失に反映するにあたり、必ずしも複雑な統計モデルを要求するものではなく、合理的かつ裏付け可能な情報に基づく簡便な調整が許容される旨が示されていると理解している。
- ・ 一方、過去の信用損失実績等を基礎データとして予想信用損失を算定する方法においては、PD 推計モデルのように明確な確率構造を前提としない場合も多く、その場合の将来予測情報の反映方法としては、例えば、倒産件数や失業率等の経済指標の変動を踏まえた一定の調整係数を用いるなど、実務的に簡便な調整方法を用いることが想定される。
- ・ この点、過去実績に基づく指標に対して、将来予測情報を反映した調整係数を乗じるといった簡易な方法により将来予測情報を反映させることが、適用指針の趣旨と整合するとの理解で差し支えないか。

(4) 簡素化された算定方法の実務運用と監査上の評価

- ・ 本公開草案において示されている「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、従来の会計実務で用いられてきたいわゆる「簡便法」とは異なり、会計基準上認められた算定方法の一つとして位置付けられているものと理解している。
- ・ 一方で、実務の現場においては、当該算定方法の位置付けや評価の考え方について、必ずしも一様な理解が共有されるとは限らず、原則的な方法との関係性や、算定結果の評価の在り方について、運用上の不確実性が生じる可能性がある。
- ・ 特に、監査対応を含む実務運用の過程において、原則的な方法との比較や追加的な補正の可否等が論点となる場合、簡素化された算定方法の選択そのものが、結果としてより保守的な引当水準を求められる方向に作用するのではないかとの懸念が生じ得る。
- ・ 監査上の具体的な判断は会計基準設定主体である ASBJ の直接の所掌事項で

はないものと理解しているが、簡素化された算定方法を選択した場合であっても、それが公正な会計基準に準拠した適切な会計処理であり、原則的な方法との間での優劣や代替関係を前提とするものではないこと、また、その算定結果の合理性は、主として算定プロセスの説明可能性や手法選択に係るガバナンスの観点から評価されるべきであるとの考え方について、結論の背景等において補足的に示されることが望ましいと考える。

- ・ こうした整理が会計基準の枠組みの中で示されることにより、実務運用上の理解が一層促進され、監査対応を含む不確実性の低減や、新基準の円滑な適用に資するものと考えられる。

(5) 会計基準の変更に伴う税務・税効果会計との関係

- ・ 現行の実務においては、実質破綻先・破綻先に係る債権について、個別貸倒引当金(いわゆるⅢ・Ⅳ分類相当額)として経理処理された金額のうち、税法要件を満たすものについては、損金算入(いわゆる無税償却)が認められている。
- ・ 一方、本会計基準の適用により「個別貸倒引当金」という会計上の区分が廃止され、実質破綻先・破綻先に係る損失も予想信用損失として一体的に認識されることとなる場合、当該損失の会計上の位置付けが変更されることとなる。
- ・ このような会計上の区分・認識方法の変更は、税務上の損金算入の可否そのものではなく、税効果会計における一時差異の性質や、将来減算一時差異の回収可能性の評価等にも影響を及ぼし得るものと考えられる。
- ・ 本会計基準の検討にあたり、こうした会計処理の変更が税効果会計の前提や会計と税務の関係に与え得る影響について、どのような整理・想定の下で基準設計が行われているのか、結論の背景等に考え方を補足いただきたい。

4. 適用時期について

本会計基準の適用時期については、公表から概ね3年程度の準備期間が想定されているものと理解している。

しかしながら、後述のとおり、当業態を取り巻く実務環境やリソース制約等を踏まえると、画一的な適用時期を前提とするのではなく、十分な準備期間の確保、又は規模特性等を踏まえた段階的な適用について検討することが不可欠であると考ええる。

なお、1990年代後半に行われた会計基準の抜本的な見直しにおいては、引当金算定の前提となる自己査定の導入に際し、その試行から実務として定着するまでに相当の期間を要したことは周知のとおりである。

今回の会計基準改定は、それに匹敵する影響を実務にもたらすものであり、基準の円滑な導入と実務への定着を確保する観点からも、適用時期の設定にあたっては、十分な準備期間を前提とした慎重な検討が行われることが望ましい。

(1) STEP4に係るシステム・実務基盤の制約

- ・ 本会計基準における STEP4 は、日本独自の制度設計であり、現時点において、当該手法に対応した汎用的なパッケージシステムは存在していない。
- ・ そのため、多くの金融機関においては、個別開発や既存システムの大幅な改修を前提とした対応が不可避であり、実務負担の軽減を目的とした STEP4 であっても、システム対応の観点からは、むしろ原則的手法以上に時間を要する可能性がある。
- ・ また、システムベンダー側の人的リソースにも制約がある中で、地域銀行が一斉に STEP4 対応を進めることは、現実的な開発スケジュールの観点からも困難が想定される。

(2) 足元の経営環境と人的リソースの制約

- ・ 我が国では約 30 年ぶりに「金利のある世界」へと転換しており、銀行業務の基幹である ALM 運営や金利リスク管理の再構築が喫緊の経営課題となっている。
- ・ このため、多くの金融機関において、本部機能を中心とした人的リソースは、ALM 対応や収益構造改革に大きく割かれている状況にある。
- ・ こうした状況下で、信用リスク管理や会計基準対応に関しても大規模な制度対応を同時並行で進めることは、実務上、相当な負荷を伴うものと考えられる。

(3) 地域銀行の人員構成・実務慣行の特性

- ・ STEP4 の採用が想定される地域銀行においては、長年にわたり、貸倒引当実務や信用リスク管理の枠組みに大きな制度改正がなく、それを前提とした人員配置や業務分担が行われてきた経緯がある。
- ・ このため、大規模な会計基準改正に即応できる専門人材や体制が十分に確保されていないケースも少なくない。
- ・ また、本会計基準が求める将来予測情報の反映についても、地域経済や中小企業金融と密接に関係する日本固有の事情を踏まえた検討には、相応の試行期間と運用の蓄積が不可欠である。

(4) 求められる対応

- ・ 以上を踏まえると、本会計基準の円滑な導入と実務への定着を確保するためには、公表後3年という一律の準備期間を前提とするのではなく、実務対応の進捗状況や規模特性を踏まえた十分な準備期間の確保、あるいは、金融機関の規模・特性に応じた段階的な適用といった柔軟な対応について、慎重かつ実務実態を十分に踏まえた検討が行われることが望ましい。

以上